第二十二条　消費者に関する政策

両締約者は、高い水準の消費者の保護を目的とする政策及び法令について対話及び意見の交換を促進するものとし、重要な分野（製品の安全、消費者に関する法令の施行並びに消費者の教育、自立的な力の育成及び救済を含む。）における協力を促進する。

第二十三条　環境

1　両締約者は、環境に関する政策及び規制について、意見、情報及び最良の慣行の交換を促進するものとし、例えば次の分野における協力を促進する。

(a)　資源の効率的な利用

(b)　生物の多様性

(c)　持続可能な消費及び生産

(d)　環境の保護を支援するための技術、物品及びサービス

(e)　森林の保全及び持続可能な森林経営（適当な場合には、違法伐採に関する分野を含む。）

(f)　関連する政策対話に基づいて決定する他の分野

2　両締約者は、両締約者に適用可能な関連する国際協定及び国際文書による枠組み並びに国際的な場において協力を促進するよう努める。

第二十四条　気候変動

1　両締約者は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑え、及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続するために世界全体の温室効果ガスの排出量を緊急、大幅及び持続的に削減することの必要性を認識しつつ、温室効果ガスの人為的な排出を削減するための域内の及び国際的な行動等により、率先して気候変動及びその悪影響に対処する。両締約者は、適当な場合には、千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の下で同条約の目的を達成するため、二千十五年十二月十二日にパリで作成されたパリ協定の実施に当たり、及び多数国間の法的枠組みを強化するため、協力する。また、両締約者は、他の関連する国際的な場において協力を促進するよう努める。

2　両締約者は、また、持続可能な開発を促進するため、気候変動の分野における例えば次の相互の関心事項について情報及び最良の慣行の交換並びに適当な場合には政策の調整を促進することにより、協力を追求する。

(a)　炭素の排出が少ない技術の研究及び開発、市場に基づく仕組み、短寿命の気候汚染物質の削減等の種々の措置による気候変動の緩和

(b)　気候変動の悪影響への適応

(c)　第三国に対する援助

第二十五条　都市に関する政策

両締約者は、特に都市に関する政策の分野における共通の課題（人口の変動及び気候変動から生ずるものを含む。）に対処するため、この分野における経験及び良い慣行の交換を促進する。また、両締約者は、適当な場合には、地方政府又は市当局の間でのこのような経験及び良い慣行の交換を奨励する。

第二十六条　エネルギー

両締約者は、エネルギーの分野（エネルギー安全保障、エネルギーに関する世界的な取引及び投資、世界的なエネルギー市場の機能、エネルギー効率、エネルギーに関連する技術等）において、協力並びに適当な場合には国際機関及び国際的な場における緊密な調整を促進するよう努める。

第二十七条　農業

1　両締約者は、農業、農村の振興及び森林経営に関する政策（持続可能な農業、食糧安全保障、農業に関する政策への環境上の要件の組入れ、農村の振興、農業食品の販売促進及び品質（地理的表示を含む。）、有機産品の生産、農業の国際的な見通し、持続可能な森林経営並びに持続可能な農業、農村の振興及び林業に関する政策と環境及び気候変動に関する政策との間の関係についてのものを含む。）について協力を促進する。

2　両締約者は、農業及び森林経営の分野における研究及びイノベーションについて協力を促進する。

第二十八条　漁業

1　両締約者は、利用可能な最良の科学的情報に基づく漁業資源の長期的な保存、効果的な管理及び持続可能な利用を促進するため、予防的であり、及び生態系を重視する取組方法に従い、漁業に関する政策について対話及び協力を促進する。

2　両締約者は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、意見及び情報の交換並びに国際協力を促進する。

3　両締約者は、関連する地域的な漁業管理のための機関における協力を強化する。

第二十九条　海洋問題

両締約者は、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に反映されている国際法に基づき、海洋問題について、対話を促進し、及び相互の理解を増進するものとし、次の事項を促進するために協力する。

(a)　この分野における法の支配（国連海洋法条約第八十七条の規定に反映されている航行及び上空飛行の自由その他の公海の自由等）

(b)　適用可能な国際法に基づく海洋の生態系及び非生物資源の長期的な保存及び持続可能な管理並びに適用可能な国際法に基づく海洋の生態系及び非生物資源についての一層の認識

第三十条　雇用及び社会問題

1　両締約者は、雇用、社会問題及び適切な仕事の分野（国際化及び人口の変動についての社会的側面という文脈における雇用に関する政策及び社会保障制度等）において、意見及び経験の交換により並びに適当な場合には共通の関心事項に関する協力活動により、協力を促進する。

2　両締約者は、関連する国際文書（千九百九十八年六月十八日に採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言、二千八年六月十日に採択された公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言等）についてのそれぞれの約束に基づき、国際的に認められた労働及び社会に関する基準を尊重し、促進し、及び実現するよう努め、並びに適切な仕事を促進する。

第三十一条　保健

両締約者は、保健の分野において、特に、感染症及び非感染性疾患の防止及び管理に当たって協力することにより、国境を越える保健に関する問題に効果的に対処する（適当な場合には、保健に関する国際協定を普及させることによって対処することを含む。）ため、意見、情報及び経験の交換を促進する。

第三十二条　司法協力

1　両締約者は、民事及び商事に関する司法協力（特に、民事上の司法協力に関する条約の普及及び実効性に関するもの）を促進する。

2　両締約者は、二千九年十二月十五日に東京で、及び同年十一月三十日にブリュッセルで署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（その改正を含む。）に基づき、刑事に関する司法協力を促進する。

第三十三条　腐敗行為及び組織犯罪との戦い

両締約者は、腐敗行為及び国際的な組織犯罪（銃器の取引、経済及び金融に係る犯罪等）の防止並びにこれらとの戦いに当たり、適当な場合には関連する国際協定を普及させること等により、協力を促進する。